

仕様書

1 業務件名

海上自衛隊呉教育隊地区における移動販売店の設置及び経営

2 業務内容

移動販売店の設置及び経営

3 相手方の決定

本業務を行う者については、海上自衛隊呉教育隊司令（以下、「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、移動販売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、中国四国防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取消し又は変更することがある。
 - ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が許可条件に違反したとき。
 - イ 本業務の解除をしたとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。

5 国有財産使用料

丙は、乙に移動販売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。また、納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに全額を一括して前納すること。

6 設置条件

丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、販売するものとする。

7 設置場所

広島県呉市幸町1-1に所在する海上自衛隊呉教育隊地区において、乙が指定する場所とする。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 使用許可期日

令和6年9月28日（土）

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用しないこと。

11 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において移動販売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛けること。
- (2) 丙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負うこと。
- (3) 丙は、業務の全部を第三者に委託し又は譲渡することはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、甲と協議の上、申請すること。また、委託に係る一切の責任は丙が負わなければならない。
- (4) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入しないこと。

- (5) 丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、業務従事前に従事者名簿を提出すること。また、甲及び乙が、従事者名簿の記載事項を確認するため書類（履歴書(写し)）等を求めた場合は、速やかに対応すること。
- (6) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行うこと。

12 衛生等の保持

- (1) 丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。
- (2) 丙は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の定めるところにより厚生労働省が示すHACCPに沿った衛生管理を実施すること。

13 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲及び乙の与えた指示及び本業務の履行上知り得た甲及び乙に関する情報（書面等をもって甲及び乙が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示しないこと。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取ること。

14 損害賠償

- (1) 丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違背した場合、その他業務に関して甲及び乙に損害を与えた場合は、甲及び乙に対し一切の損害を賠償すること。
- (2) 丙は、乙が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。なお、丙は停電作業等が原因で使用機器に損害があった場合は、甲及び乙に対し、損害賠償その他一切の請求をすることはできない。
- (3) 丙は、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害賠償その他一切の請求をすることはできない。

15 業務の解除

- (1) 丙は、自己の都合により本業務を解除しようとする場合は、1ヶ月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。
また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。
- (2) 丙が本仕様書に記載されている遵守項目に違背した場合及び故意の過失により甲、乙及び利用者に被害が発生した場合は、直ちに本業務を解除することとし、次回以降、公募への参加を認めない。
- (3) 国有財産使用許可書の許可条件に違背した場合は、直ちに本業務を解除することとし、次回以降、公募への参加を認めない。

16 業務仕様

- (1) 丙は、本業務を行うに当たり、甲及び乙の指示に従うこと。
- (2) 丙は、提出した各種書類に基づき業務を適正に履行することとし、提案した内容について変更する場合は、甲と協議すること。
- (3) 丙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続を行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設には、立ち入らないこと。
- (4) 丙は、販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めること。
- (5) 丙は、商品の瑕疵等について、移動販売店利用者又は甲及び乙からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。

- (6) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒等）が発生した場合には、甲に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示に従うこと。
- (7) 丙は、移動販売店の設置に当たり、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合には、甲と相互に連携を図り協力すること。

17 仕様の細部

- (1) 業務内容
移動販売（生鮮食品及びアルコールを除く食品）
- (2) 設置場所及び国有財産使用面積並びに国有財産使用料

設 置 場 所	地 区 名 称
広島県呉市幸町 1 - 1 「呉教育隊第 3 隊舎前」屋外 使用面積：6 0 m ² （4 区画）	呉教育隊地区

※ 店舗位置については、移動販売店を開催の都度担当者が指示する。
なお、国側の電気及び水道等を使用した場合は、当該使用料を別途徴収する。

- (3) 営業日及び営業時間
- ア 営業日
令和 6 年 9 月 2 8 日（土）とする。但し、国有財産使用許可受け後からの営業とする。
- イ 営業時間
1 0 時～1 6 時 4 5 分を基準とし、それ以外は任意又は別途協議とする。
- (4) その他の営業条件
国の行事、緊急時等は、国が当該国有財産を使用する。

18 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 1 年法律第 4 2 号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、同法第 5 条第 2 号に該当する情報を除き開示するものとする。

19 その他

本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲及び丙の間で協議する。

《参考資料》

国有財産使用許可書

中防企管第〇〇号
令和〇年〇月〇日

(申請者住所) 〇〇〇
(氏名) 株式会社〇〇〇 代表取締役 殿

防衛省所管国有財産部局
中国四国防衛局長

令和年月日付けをもつて申請のあつた当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。この許可について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この許可があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に〇〇に対して審査請求をすることができる。なお、この許可があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができない。

また、この許可の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この許可があつたことを知った日から6月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣)、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、許可があつたことを知った日から6月以内であっても、許可の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができない。

記

(使用許可物件)

第1条 使用を許可する物件(以下「使用物件」という。)は、次のとおりとする。

口 座 名 : 〇〇〇

所 在 : 〇〇〇

区 分 : 〇〇〇

数 量 : 〇〇m²

使用部分 : 別図のとおり

(指定する用途)

第2条 使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、使用物件の用に供しなければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間(以下「使用期間」という。)は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

2 使用者は、使用期間の更新を受けようとするときは、使用期間の満了2月前までに、書面をもつて部局長に申請しなければならない。

(使用料)

第4条 令和年月日から令和年月日までの間の使用料は、〇〇円(内消費税相当額〇〇円)とする。

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。

なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を部局長から通知する。

3 使用者は、分担金(共用部分の電気使用料等共益の費用として応分の負担が必要なもの)及び使用物件に附帯する電話、暖房、電気、ガス、水道等の諸設備の使用料を負担しなければならない。

(使用料の納付)

第5条 前条第1項に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

(使用料の改定)

第6条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基ついて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(延滞金)

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、次項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は、延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める件(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める率とする。

(物件保全義務)

第8条 使用物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用者は、常に善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、全て使用者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第9条 使用者は、使用期間中、使用物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用者は、使用物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用者は、使用物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又はその使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 部局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

(1) 使用者が許可条件に違反したとき。

(2) 国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため使用物件を必要とするとき。

(3) 使用者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(4) 使用者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(5) 使用者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(6) 使用者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(7) 使用者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 部局長が前項（第2号を除く。次項において同じ。）の規定により使用許可の取消しをした場合において、これにより使用者に損害が生じたときは、何ら賠償又は補償することを要しない。

3 使用者は、部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第11条 部局長が使用許可を取り消したとき、又は使用期間が満了したときは、使用者は、自己の負担で、直ちに、使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、部局長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用者の負担においてこれを行うことができる。この場合において、使用者は、何らの異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、その責めに帰すべき事由により、使用物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項の規定によるもののほか、使用者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 使用許可の取消しが行われた場合においては、使用者は、使用物件に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用を請求しないものとする。

(実地調査等)

第14条 部局長は、使用物件について、臨時に実地調査し、所要の報告を求め、又はその維持若しくは使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第15条 前各条の規定による条件に関し疑義のあるときその他物件の使用について疑義を生じたときは、全て部局長の決定するところによるものとする。